

## ■ 2018 年度 A 日程 一般入試 法律科目 試験

### 「民法」問題の出題趣旨・解説

#### 【出題趣旨】

譲受債権履行請求訴訟において、請求原因・抗弁・再抗弁としていかなる事実が主張されるべきか、また、譲渡禁止特約付きの債権を有する者に対する債権者が、該特約の存在にわずらわされることなく該特約付き債権から自己の債権の満足を追求するには、どのような法的手段を講じることができるかを、設例に与えられた諸事情に即して説明することを求めるのが、出題の趣旨である。現行法による解答を想定しており、平成 29 年 6 月 2 日公布の改正民法による解答は求められていない。

#### 【解説】

設問（１）は、本件譲受債権履行請求の請求原因を問うものである。原告 C は被告 B に対し 1,000 万円の支払を請求しており（請求の趣旨）、その訴訟物は、「原告 C の被告 B に対する、訴外 A ・被告 B 間の売買契約に基づく代金支払債権」である。

従って、本件請求の請求原因事実は、訴訟物たる債権の発生原因事実として、（あ）「訴外 A が被告 B に精密機械（甲）を代金 1,000 万円で売却したこと」、その債権の取得原因たる債権譲渡担保設定の要件事実として、（い）「原告 C が訴外 A に 700 万円を貸し渡したこと」及び（う）「（い）の貸渡しに基づく貸金返還債権を担保するため、訴外 A が原告 C に、（あ）の売買に基づく代金債権の全部を譲渡したこと」、並びに、譲渡担保実行の要件事実として、（え）「（い）の貸渡しに基づく貸金返還債権の弁済期たる約定期限が到来したこと」から、構成されることになる。

設問（２）は、本件譲受債権履行請求に対して被告 B が主張し得る抗弁、及び、その抗弁に対して原告 C が主張し得る再抗弁を、問うものである。

まず、本件譲受債権には譲渡禁止特約が付せられていたことが考慮される。債権譲渡禁止特約の効力については、民法 466 条 2 項の規定があるが、判例は、債権譲渡取引の安全保護のため、同規定の文理構造を修正する解釈を行っている。すなわち、債権譲渡禁止特約の存在の主張が抗弁となり、そのことについて譲受人が善意であったとの主張が再抗弁となるのではなく、債権譲渡契約締結時に譲渡債権に債権譲渡禁止特約が付せられており、かつ、債権譲渡契約締結時に譲受人が債権譲渡禁止特約の付着について悪

意であったか又は仮に善意であったとしてもその善意に重大な過失があったと認められることが、全体として抗弁として主張されねばならない。

従って、(カ)「(う)の事実の時点までに、(あ)の事実から生じた売買代金債権に、訴外A・被告Bが譲渡禁止特約を付したこと」、及び、(キ)「(う)の事実の時点において、原告Cにつき、(カ)の事実にある債権譲渡禁止特約の存在を仮に知らなかったとしてもその不知に重大な過失があったと評価されるべき事実があったこと」が、抗弁として主張されるべきことになる。ここで、原告Cの重過失評価根拠事実としては、譲受債権の発生原因たる(あ)の売買につき契約書原本の閲覧を譲渡人たる訴外Aに求めなかったことを、挙げることができる。

つぎに、譲受債権履行請求に対して必ず考慮されるべき抗弁として、債務者対抗要件の抗弁がある。民法467条1項は、債権譲渡の対抗力を争う資格を債務者に与えた規定であるから、譲渡債権の債務者たる被告Bは、譲受人たる原告Cの請求に対し、(ク)「『原告Cが(う)の事実による本件債権の譲受けについて債務者対抗要件を具備するまでは原告Cの本件債権の取得を認めない』との権利主張」をして、債務者対抗要件の抗弁とすることができる。

さらに、本件請求債権は、(あ)の売買代金債権であるから、被告Bは、民法533条の規定に基づき、(ケ)「『(あ)の売買の目的物甲の引渡し又はその提供を受けるまでは代金の支払を拒絶する』との権利主張」をして、同時履行の抗弁とすることができる。また、設例に示された事実に基づいて、民法135条1項の規定に基づき、(コ)「(あ)の売買契約には代金支払債務の履行期を契約締結日から6か月経過した日とする定めが付されている」ことを主張して、履行期の抗弁とすることができる。

原告Cの再抗弁としては、債権譲渡禁止特約の抗弁に対して(カ)重過失評価障害事実(「本件売買契約書の複写は巧妙であって、原本の閲覧を求める動機を持たなかったことに不自然はない」)の主張、あるいは、(シ)譲渡禁止解除(「被告Bは、本件請求に異議があれば申し出るように原告Cから催告されたにもかかわらず、その後1か月にわたり何の返答もしなかったから、(カ)の債権譲渡禁止特約を解除したものと推認される」)の主張、債務者対抗要件の抗弁に対して(ス)債務者対抗要件具備(「原告Cは、訴外Aが作成した本件債権譲渡通知書の複写を、被告Bに交付した」)の主張を、それぞれ考えることができる。

また、設例上は事実関係不詳であるが、同時履行の抗弁に対して(セ)

反対給付の完了又はその提供の継続（「被告Bは、目的物甲の引渡しを受けた、又は、その提供を継続して受けている」）の主張、履行期の抗弁に対して（そ）履行期到来（「（あ）の売買契約締結時から6か月を経過した」）の主張も、それぞれ再抗弁として主張される余地がある。

設問（3）は、Cが、譲渡禁止特約付き債権を有する者Aに対する債権者として、該特約の存在にわずらわされずに該特約付き債権から自己の債権の満足を追求するには、どのような法的手段を講じることができるかを、問うものである。

ひとつは、Aに対する債務名義（民事執行法22条参照）を取得して、その執行力に基づき、Aを執行債務者として、AのBに対する売買代金債権に対して強制執行（債権執行。民事執行法143条以下）の手続をとることである。私人の合意である債権譲渡禁止特約によって差押禁止財産（民事執行法152条・153条参照）を作り出すことはできない（判例・通説）から、Cは、AB間の債権譲渡禁止特約にわずらわされることなく、AのBに対する売買代金債権を差し押さえることができる（民事執行法145条・146条1項参照。このあと、Cは、差押債権者として第三債務者Bに対する取立権を法律上付与され、この取立権に基づいてCから受領した金銭額の限度で、自己のAに対する債権が弁済されたとの擬制を受ける。民事執行法155条）。

いまひとつは、Aに対する貸金債権者Cが、債権者代位権（民423条）に基づき、Aの無資力およびCの貸金債権の弁済期到来を要件として、AのBに対する売買代金債権を代位行使することである。この場合、Cは、債権者代位権に内包される債務者財産の管理権に基づき、Bに対し、Cに金銭を直接支払うよう請求することができる（判例・通説。ただし、請求の範囲は、被保全債権すなわちCのAに対する債権の範囲〔元本額700万円及びその完済に至るまで法定利率によって算定される遅延損害金額〕を限度とする。このあと、Bから直接支払を得たCは、その金銭をAに返還すべき債務と自己のAに対する貸金債権とで、相殺処理することができる〔判例・通説〕）。

以上